

## 生活環境部会および小委員会での指摘事項について

項 目	指摘・意見等	対 応
計画の立案段階における環境配慮手続の創設について	・ 配慮手続を創設することは、事業の環境影響評価の前に複数案を検討するということになるのか。	・ 原則、複数案を検討することとする
	・ 複数案を検討するなど、配慮書手続を条例でどのように規定するのか。	・ 知事、関係市町長、住民の意見を聴くこととする
	・ 治水の複数案として、ダムを建設するのか、その他の手法を選択するのかといったことも、含まれるのか。	・ 現実的である場合には、事業を実施しない案を含めることとする
	・ すべての事業において、位置の複数案を検討するのか。風力発電所の場合、すでに場所が決まっているのではないのか。	・ 位置・規模の複数案の検討に努めることとするが、構造・配置の複数案の検討のみを可能とする
	・ 配慮書の手続は、住民の同意が得られるまで、何度も繰り返すのか。	・ 同意を得ることを条件とはしない
	・ 配慮書の段階において現地調査を基本とするのか。既存資料で行うのか。自然環境のデータは古いものが多いため、現地調査を基本とすべき。	・ 既存の資料を基本とするが、重大な環境影響を把握する上で必要と認められる情報が得られないときは、現地調査により行うものとする
インターネットによる公表の義務化	・ インターネットによる義務化は、条例にも盛り込むことでよいのではないのか。	・ 条例化する
	・ インターネットでの公表の仕方（データの管理）と期間は。	・ 公表期間は、図書の縦覧期間中とする ・ 公表の具体的な方法は、技術指針で定める
方法書段階での説明会の開催	・ 説明会は、住民からの要望を受けて開催されるものではなく、事業者に対して義務付ける必要がある。	・ 説明会を義務付ける ・ 開催時期は、図書の縦覧期間中とする
	・ 住民説明会は、関係する市町ごとに複数回開催されるのが望ましい。	・ 関係する地域内で最低1回開催するものとする